



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年3月16日(水) 号外(第5号)

目次

	ページ
告 示	
○知事指定薬物の指定の失効(薬務課)	2
○森林病虫害等防除法の規定による命令の内容となる事項(林政課)	2
公 告	
○土地改良事業の換地処分(農村整備課)	3

■ 告 示

◎群馬県告示第68号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第14条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月16日

群馬県知事 山本 一 太

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) エチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルプタノアート(通称名5F-EDMB-PICA、5F-EDMB-2201)及びその塩類
- (2) 2-(3-メトキシフェニル)-2-(プロピルアミノ)シクロヘキサン-1-オン(通称名Methoxpropamine、MXPr)及びその塩類
- (3) 2-[(4-エトキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール(通称名Etonitazepyne、N-Pyrrolidino Etonitazene)及びその塩類
- (4) 1,2-ジフェニル-2-(ピロリジン-1-イル)エタン-1-オン(通称名α-D2PV、A-D2PV)及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。

3 指定が効力を失う日

令和4年3月17日

4 罰則の適用

この指定の失効の前にした行為については、なお条例の罰則を適用する。

◎群馬県告示第69号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項及び第2項の規定により、森林病虫害等の駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

令和4年3月16日

群馬県知事 山本 一 太

1 区域及び期間

- (1) 区域 前橋市、渋川市、高崎市、藤岡市、富岡市、昭和村、みなかみ町、桐生市、太田市、館林市、千代田町及び邑楽町の高度公益機能森林
- (2) 期間 令和4年4月5日から令和4年5月24日まで

2 森林病虫害等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒し、当該伐倒した樹木を松くい虫、その付着している枝条及び樹皮とともに薬剤によりくん蒸し、若しくは破碎し、又は焼

却すること。

4 命令しようとする理由 1(1)に掲げる区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1(1)に掲げる区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他

(1) 3に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木等の所在する地域を管轄する環境森林事務所長又は森林事務所長にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木等の所在する地域を管轄する環境森林事務所長又は森林事務所長に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木等を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

■ 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により県営笹川沿岸土地改良事業の換地処分を令和4年3月7日に行ったので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和4年3月16日

群馬県知事 山本 一 太